

## 3. NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

### 3.1 環境教育・学習の推進

#### 環境教育推進事業

##### 1 事業の目的

###### (1) こどもエコクラブ活動支援事業

次世代を担う子どもたちが環境保全への高い意識を醸成し、環境活動への主体的な取組みを定着させることを目的とした環境学習のツールである「こどもエコクラブ活動」を支援する。

###### (2) 環境立県協働促進事業

〔環境立県協働促進事業から環境教育推進事業への組替〕

県民との協働による環境先進県の実現を目指し、地域住民団体等が実施する環境活動等に対して経費の一部を助成する。

※本事業のうち、環境立県普及啓発事業(ソフト事業)について、平成22年度に採択した団体からの申請を対象とする。

##### 2 事業の内容

###### (1) こどもエコクラブ活動への支援

補助事業	補助事業の内容	補助対象経費
こどもエコクラブ活動支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもエコクラブの活動経費に対する市町村の補助事業に助成</li> <li>・限度額:メンバー及びサポーターの人数に700円を乗じた額</li> <li>・補助率:1/2</li> </ul>	講師謝金及び旅費、図書購入費、資材及び消耗品費、使用料、賃借料、入館料、通信運搬費、保険料等(食糧費は対象外)

###### (2) こどもエコクラブの結成支援

県のホームページを通じて活動内容を紹介するなど、こどもエコクラブの広報、PRを充実させ、登録の推進を図る。

###### (3) こどもエコクラブ活動交流会の実施

こどもエコクラブの交流会を開催し、事例発表や情報交換を通じて活動の活性化を図る。

###### (4) 環境立県協働促進事業(環境立県普及啓発促進事業)※平成22年度に採択した団体からの申請を対象とする。

地域住民団体等が一般県民を対象に実施する環境に関するイベント、講演会等の経費について助成する。

- ・対象:市町村(間接補助)、地域住民団体等
- ・補助率 1/2

- ・限度額 300千円
- ・予算額:640千円

### 3 事業の現状及び課題

#### (1)こどもエコクラブ活動支援事業

- ・平成18年度の補助制度創設以来、県内のクラブ登録数は順調に増加(平成22年度実績:12市町、75クラブ)
- ・こどもエコクラブ活動の広がりは見られるものの、市町村の中には未設置のところもあり、未だ活動に対する市町村間の温度差があるのが現状。
- ・今後とも市町村に、こどもエコクラブの活動に対する普及啓発、連携体制の強化を働きかける必要がある。

#### (2)環境立県協働促進事業

- ・本補助金制度の制定(平成16年度)から7年が経過し、地域住民団体の継続的な環境活動は地域に根ざしてきていることから、本制度については廃止する。
- ・民間団体等の環境活動への支援は「鳥取力創造運動支援補助金」で対応するものとする。



●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「環境教育情報」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17857>

## ちびっ子エコスタート推進事業

### 1 事業の目的

保育園児・幼稚園児への環境学習の推進、さらには保育士・幼稚園教諭や保護者等の環境意識の向上及び実践活動の促進を図るため、モデル保育園等を活用した環境学習プログラムの作成やとっとり環境教育・学習アドバイザー等による保育士等向けの環境出前研修を実施する。

### 2 事業の内容

- (1)幼児向け環境学習プログラムの作成・普及促進
- プログラム作成委員会の設置・プログラムの検討
  - ・構成メンバー(予定).とっとり環境教育・学習アドバイザー、とっとり環境ネットワーク環境教育推進グループ、大学教授 等

- ・検討内容:プログラムの作成、モデル園の選定、プログラムの実践・検証、改良
- 環境学習プログラムの普及促進
- ・プログラムの普及:プログラムに映像資料を取り入れ、県のホームページ上に掲載し、県内保育園等に提供
- ・保育園等への環境出前研修:とっとり環境教育・学習アドバイザーによるプログラムを活用した環境出前教室の実施

(2) 保育士養成施設等の学生を対象とした研修

保育士志望の学生に対して県の環境教育施策及び環境学習の実践内容等を紹介

(3) その他

ハートフルフェスティバル(仮称)での環境体験学習コーナーの設置

### 3 事業の現状及び課題

・幼児期に自然に親しんだ蓄積があるかないかで環境に対する意識が大きく変わると言われており、感受性豊かな幼児期は、環境についてより深く理解していく上で重要な時期だが、小学校等のように、総合的な学習の時間などを利用した学習時間がなく取組みが十分ではなかった。

・これまで環境学習への関心はあるが、「教材・プログラム」や「人材・時間」が不足し、取組が進まなかった保育園等へ環境学習の機会を提供する。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境教育情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17857>

## とっとり県民カレッジ事業

### 1 事業の目的

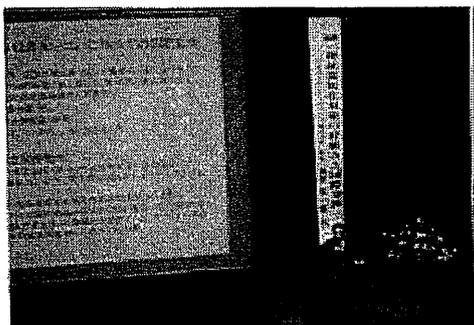
県民を生涯学習へいざなうため、そのきっかけづくりとして、総合的・体系的な学習機会や場の確保を行う。

### 2 事業の内容

主催講座「未来をひらく鳥取学」において、「自然・環境」の科目を設定。

### 3 事業の現状及び課題

講師により、参加者数の増減があるため、主催講座全体のバランスを考えながら講師選定を行うことが必要。



●担当・鳥取県教育委員会事務局 家庭・地域教育課 生涯学習振興係 電話0857-26-7944

参考URL

鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課のwebサイトより  
「とっとり県民カレッジ」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47333>

船上山少年自然の家・大山青年の家

1 事業の目的

青少年を船上山や大山の自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図る。

2 事業の内容

キャンプ、ハイキング、カヌー、スキー、星座観察など、施設が行う主催事業

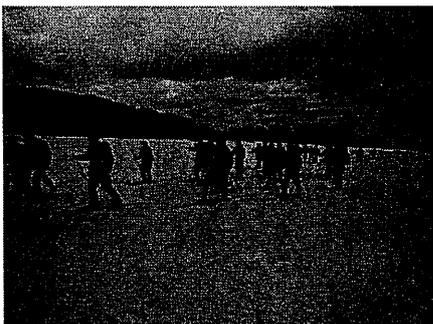
3 事業の現状及び課題

利用者数の7～8割が児童・生徒であり、少子化により児童・生徒数が年々減少する中、今後、全体利用者数を増やすため、年齢層を拡げたプログラムを検討する必要がある。

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。

平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」を策定し、湯梨浜町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかしながら、水質環境基準の達成には至っておらず、水質管理計画に基づき、引き続き各種水質保全施策を推進する必要がある。



〈歩くスキーの集い〉



〈親子エンジョイカヌー〉

●担当 鳥取県教育委員会事務局 家庭・地域教育課 電話0857-26-7519

「船上山少年自然の家」平成23年度開催事業一覧

連絡先：県立船上山少年自然の家（電話0858-55-7111）

事業名	期日	対象	募集	概要
船上山さくら祭り	4月24日(日)	一般	1000名程度	船上山の万本桜に囲まれて家族や友達と楽しい1日を通しましょう！
ファミリーハイキング	5月15日(日)	小・中学生の家族	80名程度	新緑の船上山を、動植物などの自然解説を聞きながら家族でのんびりハイキング！
ロッククライミング・ツリーイング教室	5月28日(土)～29日(日)	小学5年～中学生	15名	船上山の屏風岩にチャレンジ！自分の力で30mの岩壁を自分の腕と足だけで乗り越えよう。
ちっちゃい探検隊	6月25日(土)～26日(日)	小学1年生～3年生	36名	野山を駆けめぐりワクワクするちっちゃい冒険にチャレンジ！
キッズアドベンチャー事前研修	7月9日(土)～10日(日)	キッズアドベンチャーのボランティア	約20名	キッズアドベンチャーのねらいと事業内容を確認し、わらいに即した参加者対応のスキルアップを図る。
船上山の夏を楽しむ	7月23日(土)～24日(日)	小学4年生～中学生	40名	船上山の夏をダイナミックな活動で満喫。ダム湖の活動などを通じて異年齢の参加者間の交流も深まります。
キッズアドベンチャー	8月7日(日)～12日(金)	小学4～6年生	36名	移動式の長期キャンプという共同生活を通して自主性や社会性・協調性等を養う。
ファミリーキャンプ	9月3日(土)～4日(日)	小・中学生とその家族	20家族	ダム湖活動・谷川探検などの親子選択活動、野外炊飯などの活動を親子で体験。親子で船上山を満喫！
ロッククライミング・ツリーイング教室	9月24日(土)～25日(日)	小学5年～中学生	15名	船上山の屏風岩にチャレンジ！自分の力で30mの岩壁を自分の腕と足だけで乗り越えよう。
秋祭り生き生き船上山	10月15日(土)～16日(日)	一般	500名程度	船上山少年自然の家の感謝祭！ピザ・パームケーキ・ナン作り、お茶体験、クイズ、各ゲームコーナーなど大人から子どもまで楽しめます。
ファミリーハイキング	10月30日(日)	小・中学生の家族	80名程度	紅葉の船上山を動植物などの自然解説を聞きながら家族でのんびりハイキング！
船上山の秋を楽しむ	11月5日(土)～6日(日)	小学4年生～中学生	40名	船上山の秋の自然をダイナミックに感じる活動を満喫。野外炊飯などの活動を通じて新しい友達をつくるチャンス！
ちっちゃい探検隊	11月19日(土)～20日(日)	小学1年生～3年生	36名	家族の元を離れてドキドキしながら、秋の野山を駆けめぐり、ワクワクするお泊りで、ちっちゃい冒険にチャレンジ！
【新】メリークリスマスin船上山	12月17日(土)～18日(日)	一般	60名程度	冬の船上山の自然や美しさを肌で感じ、クリスマスに関連した様々な活動を行い、参加者との交流を深める。
船上山ウイン	1月21日(土)～22日(日)	小学5年生		銀世界の中、キャンプ生活をしながらリヤや歩くスキー

ターキャンプ	(日)	～中学生	25名	スノーシューでの船上山登山等、雪山遊びのフルコース！雪と自分がグッと近くなることまちがいなし！
船上山ウインターフェスティバル	2月4日(土)～5日(日)	小・中学生と家族及び一般	100名程度	銀世界の中で雪遊び、リヤ遊びや歩くスキー・スノーシューハイキングなど、好きな活動を自由に選んで冬の船上山を満喫！
船上山あったかメニュー祭り	2月19日(日)	一般	60名程度	真冬の船上山で、心も体も温まるメニュー作りを通して、家族とのふれあいや参加者との交流を深める。
ちっちゃい探検隊	3月10日(土)～11日(日)	小学1年生～3年生	36名	家族の元を離れてドキドキしながら、春の野山を駆けめぐり、ワクワクするお泊りで、ちっちゃい冒険にチャレンジ！
早春の船上山を楽しむ	3月17日(土)～18日(日)	小・中学生と家族及び一般	60名程度	今年度の船上山主催事業に抽選でもれた方々を中心に、早春の船上山を思いっきり楽しんでもらうとともに当施設の活動を広く知ってもらおう。

参考URL

鳥取県立船上山少年自然の家のwebサイトより  
「鳥取県立船上山少年自然の家」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37749>

「大山青年の家」平成23年度開催事業一覧

連絡先: 県立大山青年の家(電話0859-53-8030)

事業名	期日	対象・定員	内容・目的
春の親子フェスティバル	5月 1日(日) 日帰り	どなたでも 定員なし	様々な体験コーナーや親子で楽しめるゲームがたくさんあります。休日のひとときを青年の家で楽しみましょう。
大山ファミリー登山	5月 8日(日) 日帰り	小学3年生以上の家族50人	家族で励まし合って大山山頂を目指します。新緑の大山で様々な発見がありますよ。
親子エンジョイカヌー	①5月21日(土) ②5月22日(日) 両日とも日帰り	小学生以上の親子 両日60人ずつ	伝説の赤松の池で、親子でカヌーを楽しみます。
はじめての冒険(中学年)	6月11日(土) ～12日(日) 1泊2日	小学3～4年生 36人	小学校中学年を対象にしたキャンプ。
親子ふれあいキャンプ	7月 2日(土) ～ 3日(日) 1泊2日	小学生以上の親子100人	テント設営、野外炊事、キャンプファイヤー、カヌー等、親子でいきいき体験活動!
生涯学習実践道場	7月 8日(金) 日帰り	生涯学習関係者 青年、一般 100人	生涯学習実践者の発表を聞き、今後の生涯教育の実践に役立てましょう。
大山わくわく探検隊	8月 1日(月) ～ 5日(金) 4泊5日	小学5年生 ～中学生 36人	自然のすばらしさを体験すると共に、生きる力を養います。4日目は大山山頂小屋に宿泊し、日の出を見ます。
はじめての冒険(低学年) ①(夏) ②(秋)	① 8月27日(土) ～28日(日) ②10月29日(土) ～30日(日) 両日とも1泊2日	①②とも 小学1～2年生 各36人ずつ	小学校低学年を対象にした初心者向けのキャンプ。
秋祭り	10月 8日(土) ～ 9日(日) 1泊2日	どなたでも 日帰り参加定員なし 宿泊参加は150人	青年の家を県民の方に開放します。様々なゲームや体験コーナーを楽しんでください。初日の夜はキャンプファイヤーで盛り上がるよ!
自然体験活動指導者養成講座	11月26日(土)～ 27日(日) 1泊2日	学校教職員、社会教育指導者、教職をめざす学生、その他関心	自然体験・野外体験の実体験を通して、活動の目的・ねらい・効果について学び、指

		のある人	導方法の習得と指導力向上を図る。
親子エンジョイスキー	①1月14日(土) ②1月15日(日) 両日とも日帰り	小学1～4年生の親子 両日100人ずつ	青年の家特設ゲレンデでスキーの基礎を学び、親子で楽しみます。初心者大歓迎です。
歩くスキーのつどい	2月4日(土) ～5日(日) 1泊2日	中学生以上 50人	クロスカンリースキーの基礎を学び、冬の大山をツーリングして楽しみます。アニマルトレッキングも楽しいよ。

参考URL

大山青年の家のwebサイトより

「大山青年の家」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4308>

衛生環境研究所環境学習 活動支援事業

1 事業の目的

持続可能な社会の構築に向けて、環境教育・学習の必要性は益々高まっており、環境学習の拠点として、引き続き環境に関する情報や体験の機会を積極的に提供する。

## 2 事業内容

- (1)小・中学校等の総合学習等の支援  
教育現場のニーズに応じ、施設見学や出前により環境学習を支援する。
- (2)住民参加型環境マップ調査  
東郷池及び周辺河川の水質について、県民の参加を募って調査を行い、マップ化する。
- (3)施設公開イベントの開催  
県民向けに研究所のPRと調査研究実績等の紹介を行う。
- (4)環境学習用資機材の整備・貸出し  
環境測定キット、環境図書等の整備・貸出しを行う。

## 3 事業の現状及び課題

研究所の施設や技術的ノウハウを活用しながら、小・中学校等の環境学習や環境活動団体の活動支援を行っている。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144173>

「施設見学・環境学習申込」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144170>

## 小・中学校における環境教育の取組

### 1 事業の目的

学校の教育活動全体を通して環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかわりについて理解を深め、環境を大切にすることを育てるとともに、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成する。

### 2 事業の内容

#### (1)各教科等における取組

- ・総合的な学習の時間で、「環境」をテーマにした探究活動に積極的に取り組み、地域に根ざした体験活動を重視した実践を展開する。
- ・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など環境教育に関わる学習内容において、児童生徒の発達段階や教科等の特性に配慮しながら課題解決的な学習を展開する。
- ・各学校で環境教育全体計画を作成し、学校体制で環境教育・環境学習を推進する。

#### (2)児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮した活動

- ・鳥取県版環境管理システム(TEASⅢ種)認証を取得し、各学校で計画した環境に配慮した活動を実施する。
- ・児童会や生徒会の呼びかけで学校全体で特色のある活動に取り組んだり、児童、生徒が学級活動として自主的に環境に配慮した活動に取り組んだりする。

### 3 事業の現状及び課題

【環境教育全体計画の作成状況】(平成22年度末現在)

小学校:84校(60.4%) 中学校24校(40.0%)

【TEASⅢ種の取得状況】(平成21年度末現在)

小学校:21校(15.1%) 中学校:11校(18.3%)

●担当:鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 指導係 電話0857-26-7915

参考URL

鳥取県教育委員会小中学校課webサイトより

<http://www.pref.tottori.jp/kyouiku/syoucyu/sho-chu.htm>

## 環境教育の推進

### 1 事業の目的

- (1) 県立高等学校のTEASⅡ種全校取得を目指す。
- (2) 各学校が企画した環境教育推進活動を支援する。

### 2 事業の内容

- (1) 鳥取県版環境管理システム(TEAS)の取得促進  
県立高等学校のTEASⅡ種全校取得に向けて、毎年2校の新規認定を目指す。
- (2) 環境教育推進活動への支援  
県立高等学校裁量予算学校独自事業における環境教育に係る事業を促進する。

### 3 事業の現状及び課題

未申請の2校に対して、取得準備に向けた取組みを促し、早期の申請を目指す。  
取得済み校においては、学校担当者の資料作成及び定期、更新審査の負担感が大きい。今後継続していくためには、手続きの簡素化について検討が必要である。

●担当:鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導係 電話0857-26-7916

参考URL

鳥取県教育委員会事務局高等学校課のwebサイトより  
高等学校課 県立高等学校における環境教育の取組  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95557>

## 米国バーモント州への青少年派遣

### 1 事業の目的

教育、環境、文化といった分野を基に現地の青少年等と交流を行うことで、未来を背負う青少年の国際感覚を養い、視野を広げるとともに、豊かな人間性の形成を目指す。同時にバーモント州との更なる交流の促進を図る。

### 2 事業の内容

バーモント州内の民間環境交流団体GATPと連携の上、県内の高校生等を2週間程度派遣し、ホームステイをしながら、現地の高校生と共にフィールドスタディを中心に環境学習や学校交流を展開する。

なお、平成21～22年度はモデル事業として県が実施したが、平成23年度から(公財)鳥取県国際交流財団への県補助事業に移管。

派遣時期等(予定):平成24年3月 派遣人数 生徒15名程度

### 3 生徒の募集方法

県HPや教育委員会を通じて募集(予定)

●担当:文化観光局 交流推進課 交流支援担当 電話0857-26-7079

#### 参考URL

文化観光局「国際交流」のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6140>

## 氷ノ山自然ふれあい館響きの森

### 1 事業の目的

氷ノ山自然ふれあい館において、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることをはぐくんでいく。

### 2 事業の内容

県内の児童等を対象として、自然観察会、創作体験、スキー等野外活動などを通じて、氷ノ山の魅力を発信する。

各種の参加型催事を開催し、幅広い世代を対象として響きの森への集客につなげる。

○平成23年度イベント内容【詳しくはホームページ等で確認】

響きの森ホームページ <http://www.hibikinomori.gr.jp/>

〈イベント情報〉 <http://www.hibikinomori.gr.jp/ibenntojouhou.html>

●担当:生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

#### 参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

## とっとり環境ネットワーク支援事業

### 1 事業の目的

「とっとり環境ネットワーク」が実施する環境活動等を支援し、県民と協働して環境先進県を推進する。

### 2 事業の内容

(1)とっとり環境教育・学習アドバイザー制度の運営を委託

(2)環境月間イベント広報の委託

環境月間(6月)を中心に県内随所で実施される環境イベントなどの情報を広く県民に周知を図るチラシの作成、配布

(3)とっとり環境ネットワークが「環境先進県」を目指して実施する次の普及啓発事業などに対して補助金を交付。

○ネットワーク運営事業(補助率10/10)

全体会(1回/年)、世話役会(6回程度/年)の会議会場の借上、ネットワークの役員(コーディネーター)の世話役会出席旅費、ネットワーク事務局の維持管理経費及び事務局職員の人件費等

○とっとり環境デー等普及啓発事業(補助率4/5)

とっとり環境デーなど環境先進県を推進する各種事業を支援

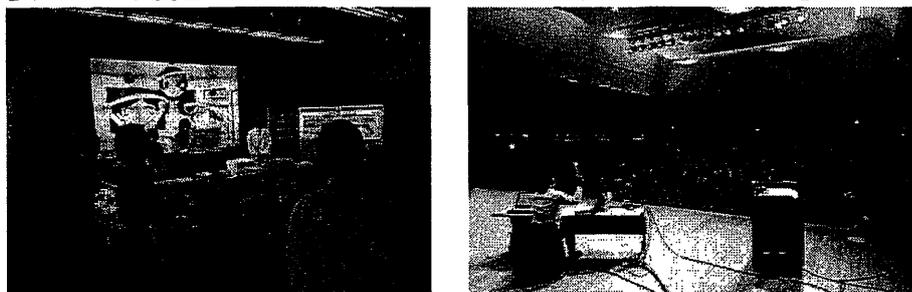
- ・とっとり環境デーinゆりはま「愛らぶ東郷池」の実施
- ・環境学習出前教室の実施
- ・アイドリングストップの普及啓発
- ・大人出前教室(エコ・カフェの実施)
- ・環境活動先進地視察

3 事業の現状及び課題

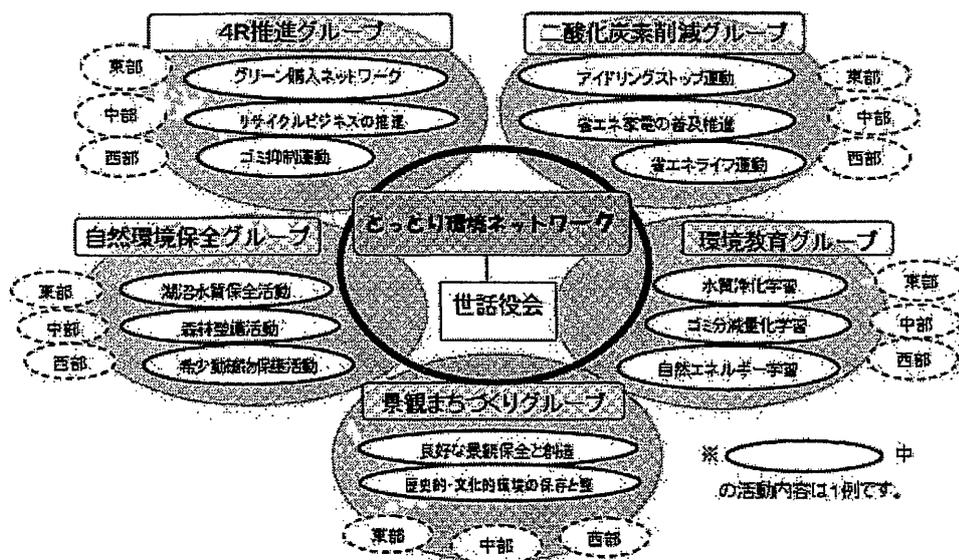
地球温暖化防止活動など環境にやさしい行動を行う様々な団体や企業、個人が集まり、各種の情報交換や環境活動への参加呼びかけなど行う“とっとり環境ネットワーク”が平成17年6月に設立された。

環境月間である6月を中心に、独自に設定する「とっとり環境デー」事業を実施して、環境立県に向けた活動の輪を一層広げていく取組を行っている。

【平成22年度とっとり環境デー「とっとり地球生物サミットinよなご」】



とっとり環境ネットワークのイメージ図



●担当 生活環境部環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「とっとり環境ネットワーク」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38319>

 次のページ



## 3. NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

### 3.1 環境教育・学習の推進

#### 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定

##### 1 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第24条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、センターを中心とした活動により、地球温暖化対策を草の根的に広げ、地域や家庭に根付いた地球温暖化防止活動を促進する。

##### 2 事業の内容

人材育成事業及び普及啓発事業を委託

ア 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員の育成

イ 地域での地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルについて、地域に広く提案し、実践する活動の実施

##### 3 事業の現状及び課題

平成22年6月にNPO法人ECOフューチャーとつとりをセンターとして指定。センターは人材育成並びに普及啓発事業を実施。

推進員委嘱の要件である推進員養成研修を開催しており、受講者のうち69名の推進員が委嘱されている。(平成23年6月末現在)

各推進員は、センターの助言や情報などをもとに活動している。今後も行政施策情報や地球温暖化防止活動に関する最新の情報を入手することができるようにセンターが中心となって情報の発信、共有化を図っていく必要がある。



- 担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7895

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「地球温暖化対策(アイドリングストップほか)」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17861>

## 鳥取県環境学術研究振興事業

### 1 事業の目的

本県の環境の保全及び快適な環境の創造に関する政策の推進に資することを目的に、県内の高等教育機関が取り組む環境に関する学術研究に対して助成する。

### 2 事業の内容

鳥取県環境学術研究基金の運用益により、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境に関する学術研究に対する助成等。

- (1)財源 鳥取県環境学術研究基金の運用益(平成11年3月設置 約30億円)
- (2)開始年度 平成13年度
- (3)対象機関 鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校
- (4)助成額(予算額) 43,000千円
- (5)成果の公表  
「鳥取産業フェスティバル」でH22年度に実施した研究成果の発表を行う予定。

- 担当:企画部教育・学術振興課 高等教育・学術振興担当・0857-26-7814

### 参考URL

鳥取県教育・学術振興課のwebサイトより

「環境学術」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30107>

## 環境保全の啓発活動の推進

### 1 現状・課題

- (1)地球温暖化、廃棄物問題、身近な自然・緑地の減少など環境問題を解決するためには、自ら考え実践する人が増えることが必要である。
- (2)日野郡には豊かな自然が残っているが、さらなる環境保全意識の向上のため、広範囲な取り組みが求められる。特に次世代を担う子供達に普及啓発することが重要である。
- (3)平成22年度から根雨・黒坂両小学校で放課後子ども教室の一環として、1ヵ月に1回、福祉保健局の職員を講師として環境教育を実施しており、今後実施箇所  
の拡大と指導者育成を図ることが重要となる。

### 2 取組方針

根雨・黒坂両小学校の環境教育は平成23年度も引続き実施し、併せて環境教育の指導者育成を図っていく。

なお、ホームページによる情報発信を行い、環境学習に係る器材の使用促進、職員による出前講座活用を呼びかける。

●担当 日野総合事務所 福祉保健局 福祉保健課 保健衛生係 電話0859-72-2037

#### 参考URL

鳥取県日野総合事務所のwebサイトより

「環境教育・環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24177>

### とっとり自然学校(仮称)推進事業

#### 1 事業の目的

豊かな自然を持つ鳥取県を一つの自然学校(自然体験活動のフィールド)として捉え、県内の自然体験活動プログラムが一目で把握できるように情報を一元管理し、情報提供を行うとともに、既に自然体験活動を実施している団体に対して魅力的なプログラムの企画・開発等の支援を行い、環境に配慮した実践行動の普及を図る。

#### 2 事業の内容

##### (1)とっとり自然学校(仮称)検討会の開催

- ・提供するプログラムの基準や魅力的な自然体験プログラムの企画・開発のための支援策等を検討  
(想定メンバー)

県内自然体験活動実施団体、日本エコツーリズム協会、有識者、庁内関係課

##### (2)県内の自然体験プログラムの情報提供

- 自然体験プログラム紹介ホームページの作成
- ・パンフレットの作成
- ※非常勤職員1名雇用(緊急雇用基金活用)

#### 3 事業の現状及び課題

- ・豊かな自然に恵まれた鳥取県は楽しみながら環境に配慮した行動を実践するきっかけとなる環境学習のツールとして様々な自然体験活動が可能だが、県内の自然体験活動実施団体の多くは個別、単独に事業を実施しており、限られた人へのプログラムの提供しかできていない。
- ・このため、県内の自然体験活動プログラムの情報を一元化し、参加者のニーズにマッチした情報提供等を行うとともに、プログラムのブラッシュアップを図る。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境教育情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17857>

前のページ 



## 3. NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

### 3.2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

#### 環境にやさしいLED照明導入促進事業

これは、平成23年度版鳥取県環境白書（施策編）です。本事業は、平成23年度で終了しております。

#### 1 事業の目的

県内で製造されるLED照明製品の購入促進により、県内におけるLED関連事業者全体の活性化を図る。

#### 2 事業の内容

企業と市町村等の連携によるLED照明製品のモデル的導入経費への助成  
ア 企業連携型(1計画あたりの上限額 5,000千円)

○補助対象事業者: 県内LED照明(蛍光灯形LED、平面パネル型LED、電球形LED、LEDインテリア照明、屋外型LED照明等)製造事業者(※)

(※) 県内LED製造事業者とは、次に掲げる項目をいずれも満たす事業者

- ・県内に事業所を有していること
- ・県内においてその全部もしくは一部が製造されてLED照明の企画・設計を行う者

○補助対象経費: 各種LED照明の製造事業者が、住宅分野へのLED補助金照明の普及を目的として作成した普及計画に基づいてモデル的に導入する経費

○補助率 1/3

イ 地域連携型(1計画あたりの上限額 10,000千円)

○補助対象事業者: 市町村(ただし、平成21、22年度に補助金を受けた市町村については新規に設置する防犯灯に限る)

○補助対象経費: 市町村が地元企業や地区と連携するなどして、商店街アーケード照明・防犯灯・公園照明などに対して、市町村が直接実施する、もしくは地区等に補助する金額

○補助率 1/2

●担当: 生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「県内のLED産業振興」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123042>

#### ものづくり事業化応援補助金

## 1 事業の目的

県内中小企業者が新たな製品及び技術の開発による事業化を行うために必要な研究開発に対して補助金を交付。

## 2 事業の内容

### 【事業調査支援型】

新規性及び独自性があるアイデアを事業化するために行う事業可能性調査、基礎的、予備的試験、技術の収集等に係る経費の一部を支援

- ・補助率：3分の2以内
- ・補助金上限値：50万円（グループの場合100万円）
- ・補助事業期間：最長12か月間

### 【事業化実現支援型】

新規性及び独自性があり、事業化に向けて行う、新技術、新製品の研究開発に係る経費の一部を支援

※事業化実現支援型は、企業において、事前に市場の検証及び基礎的な調査研究が行われていることが必要です。

- ・補助率：3分の2以内
- ・補助金上限値：300万円（グループの場合500万円）
- ・補助事業期間：最長24か月間

## 3 事業の現状及び課題

○地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、財団法人鳥取県産業振興機構と情報共有、連携し、技術面及び経営面から、アイデアの段階から事業化までを見通した支援体制を構築。

○平成20年度に制度を創設して以来、毎年度約20件の交付決定を行っており、中小企業の研究開発の推進に一定程度寄与しているものと評価。

○一方、多くの企業が研究開発終了後の販路開拓に苦戦している。

産業支援機関等と研究成果の情報共有を図り、販路開拓支援につなぐなど、切れ目のない支援を行うことが必要。

●担当：商工労働部 産業振興総室 産学金官連携室 電話0857-26-7242

### 参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

「ものづくり事業化応援補助金」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99773>

## 鳥取県版環境管理システム(TEAS)普及事業

### 1 事業の目的

鳥取県版環境管理システム審査登録制度(愛称:TEAS(テス))の普及により、県内の事業者、団体等の各種組織における環境配慮活動を推進する。

### 2 事業の内容

事業者等が構築して取り組む環境管理システムのTEAS規格への適合性を審査し、登録する。

TEAS規格の種類等については、次表のとおり。

○鳥取県版環境管理システムの種類

区分	TEAS I種	TEAS II種	TEAS III種
対象	高度な環境管理を行う企業等	I種以外の企業等,高等学校	家庭・地域、小・中学校・特別支援学校、店舗・小規模事業所
登録	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県
経費	有料	有料	無料
有効期間	1期1年 (更新可)	1期1年 (更新可)	1期3年 (更新可)
その他	ISO14001へ移行を目指す企業等に有効	ほとんどの組織で導入可能な環境管理システムとして有効	EMSを体験し、環境問題への理解を深めるために有効

【I種】

- ・平成19年度から、審査登録については鳥取県の認定する審査登録機関が有料で実施。
- ・平成23年度から、要綱の改正に伴い鳥取県の認定する審査機関が審査を実施し、県が登録。
- ・平成23年度から、KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

【II種】

- ・平成22年度までは鳥取県が認定する審査機関に委託し、無料で実施。
- ・平成23年度から、要綱の改正に伴い鳥取県の認定する審査機関が有料で審査を実施し、県が登録。
- ・平成23年度から、KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

【III種】

- ・店舗・小規模事業所、家庭・地域での取り組みを推進。学校については県・市町村教育委員会と連携して普及に努める。

【支援制度】

- ・TEASに取り組む事業所を対象として、取り組みを支援するTEASサポーター制度を実施
- ・TEASに取り組む学校については、環境学習等を支援するため、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣
- ・鳥取県環境推進企業協議会会員企業によるTEAS取組高校の見学受入れ

3 事業の現状及び課題

- ・平成22年度の目標、「登録件数700件」を達成<719件(平成22年度末)>
- ・TEASI種・II種は登録件数の伸び悩みが見られるため、KESとの協働認証等のメリットの拡充についてPRの強化が必要

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話0857-26-7874,7875

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「TEAS(鳥取県版環境管理システム)審査登録制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17890>

### 環境にやさしい県庁率先行動計画の推進

#### 1 事業の目的

県が、自らが一つの事業者・消費者としての立場から環境に配慮した事務及び事業を率先して実践し、環境への負荷の低減を図るとともに、市町村、事業者、県民の行う自主的な取組を促進する。

#### 2 事業の内容

平成20年4月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第3期)」を策定した。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として位置付けており、この計画に基づき、県のすべての機関が、二酸化炭素排出量の削減、ゴミの減量化、グリーン購入等の環境に配慮した事務に取り組んでいる。

また、グリーン購入については、「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき、判断基準に適合する物品等の優先購入を推進。

#### 3 事業の現状及び課題

平成20年4月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第3期)」を策定し、平成24年度までの5ヵ年計画として運用を実施していたところ。

省エネ法の改正により、県組織が省エネ法の対象になったことから、対象組織等の整合性、取組の拡充、形骸化した事務の軽減化等を見直すこととして、第4期の「環境にやさしい県庁率先行動計画」を本年度作成することとしている。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話0857-26-7874,7875

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境にやさしい県庁率先行動計画」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65557>

「グリーン購入に関する情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17855>

### 鳥取県環境管理システムの運用～県庁ISO14001認証取得～

#### 1 事業の目的

県の事務・事業に係る環境負荷の低減、環境法令等の順守、環境施策の推進等を図るため、環境管理システムの国際規格であるISO14001に沿ったシステムを運用し、継続的な改善を進める。

#### 2 事業の内容

平成12年12月に本庁知事部局でISO14001認証取得後、平成17年度まで年次的に適用範囲を拡大。平成21年4月現在、本庁(警察本部含む。)及び各総合事務所(東部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局を

含む。)で取り組み、認証を継続。

#### 【取組内容】

- (1) オフィス活動における環境配慮の推進(共通)
- (2) 公共事業・イベント等における環境配慮の推進(該当課)
- (3) 環境基本計画に沿った環境施策の推進(該当課)
- (4) 環境法令等の順守

### 3 事業の現状及び課題

形骸化した事務の軽減化、他の取組計画等との重複などを改善することとして、平成23年度から取組方法等について見直しを図った。

具体的には、環境影響評価の実施方法の見直し、目標設定を他の計画等(環境にやさしい県庁率先行動計画、とっとり環境イニシアティブプラン)との連動、監視測定に係る「工程表」の活用などについて見直しを実施。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話0857-26-7874,7875

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより「ISO14001」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=64269>

## みんなで取り組む「わが家のエコ録」推進事業

### 1 事業の目的

普段の生活でよく使われる携帯電話やパソコンを利用して環境家計簿をつけることのできる「わが家のエコ録」システムを展開することにより、二酸化炭素排出量がグラフで確認できたり、エコアイデアを掲載・閲覧できたりすることで、家庭での環境配慮活動を支援する。

### 2 事業の内容

サイトの管理を行うとともに、システムのPR協賛企業の募集等を行う。

#### 【サイト管理】

- ・お知らせ情報:エコイベント情報等を掲載する。
- ・エコアイデア:利用者から投稿のあったエコアイデアの内容を管理者画面で確認し、公開する。
- ・得点情報:協賛企業が提供するサービスの情報等を掲載する。
- ・メール送信:毎月 利用者に電気使用量等の実績入力時期が近づいていることを知らせるメールを送る。その他、必要があればメールを送る。

### 3 事業の現状及び課題

- ・登録者数が伸び悩んでいる
- ・協賛企業の増加や、エコアクションポイントとの連携によるメリットの拡充が必要



●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話0857-26-7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「鳥取県環境家計簿『わが家のエコ録』」  
<http://www.ecoroku.jp/>

衛生環境研究所ISO14001認証維持事業

1 事業の目的

- (1)衛生環境研究所の調査研究・行政検査、事務等に伴う環境負荷の削減とコスト削減
- (2)環境目的達成状況等を広く公開することによる試験研究機関としての信頼性確保、県民への環境意識の普及啓発

2 事業の内容

平成15年度に取得した環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を継続する。

3 事業の現状及び課題

ISO14001規格に基づき、調査研究・行政検査、事務等に伴う環境負荷の削減とコスト削減を図っている。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより  
「環境への取り組み(ISO14001)」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39348>

ライトダウン推進の取組

## 1 事業の目的

平成15年より環境省提唱のもと、地球温暖化防止の気づきに繋げるため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける「CO2 削減／ライトダウンキャンペーン」を実施。

更に、洞爺湖サミットの開催に先立ち、低炭素社会の実現に向けて環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、毎年7月7日を「クールアース・デー」とすることを地球温暖化対策推進本部(平成20年6月17日開催)において決定。

これを契機に、鳥取県庁でも20年度から職員に対する意識啓発及び県民への省エネルギー活動推進の普及啓発を目的として、本キャンペーンに参加。

平成23年度については、東日本大震災の影響を受けて、節電について呼びかける街頭でのリーフレット配布、時間外勤務時の省エネパトロール等を実施

## 2 事業の内容

<夏至>

- 「とっとりエコサマーキックオフイベント」の実施
- 鳥取県遊戯業協同組合、鳥取商工会議所への節電呼びかけの訪問
- 鳥取駅前でのリーフレット配布

<6月22日～7月7日>

- 一斉退庁の実施(6月22日、7月7日)
- サマータイムの導入(6月22日～9月末)
- 昼休憩時、時間外勤務時における節電呼びかけの省エネパトロールの実施

## 3 事業の現状及び課題

平成20年度～22年度に実施していたライトダウンイベント(「七夕」窓文字、トリピーの消灯カウントダウン等)は中止。

県庁内を含む一般企業、県民の方へ向けての節電の呼びかけを強化。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879 IS

○担当 電話0857-26-7875

参考URL

環境省ライトダウンキャンペーンwebサイトより

<http://coolearthday.jp/>

## ノーレジ袋推進事業

### 1 事業の目的

地球温暖化防止と循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルへの第一歩となる「レジ袋削減」を図るため、県下統一した「ノーレジ袋デー」の継続強化等を図る。

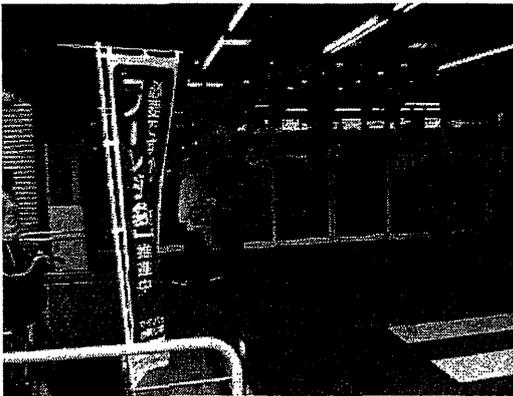
### 2 事業の内容

(1)東部・中部・西部の県内3地域「ノーレジ袋推進協議会」で、レジ袋削減に向けた具体的取組(レジでの声かけ、店内放送、広報等の強化等)を推進・レジ袋辞退率の目標を設定し、取組を強化

- (2) 県民全体にレジ袋削減への動機づけ、きっかけを行うため、毎月10日「ノーレジ袋デー」を継続実施中。
- (3) レジ袋有料化を含めたレジ袋の削減策について協議会で検討  
⇒レジ袋有料化(期間限定)の社会実験を検討

### 3 事業の現状及び課題

- 取組3年間でレジ袋辞退率が1割台から約3割まで上昇し、少しずつノーレジ袋・マイバッグ運動が広がりにある。
- 店頭キャンペーン・レジでの呼び掛け、ポイント制・キャッシュバック等など取組の広がりはあるが、レジ袋辞退率は停滞し、目標達成は困難。
- レジ袋辞退率UPの有効策であるレジ袋有料化は、事業間で足並みが揃わないため実施が困難な状況。



●担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「ノーレジ袋推進の取組」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82375>

## 大山トイレマナーアップキャンペーン事業

### 1 事業の目的

国立公園大山でのトイレ利用のマナーアップを図るため、キャンペーンを実施するとともに、大山頂上トイレの汚泥をボランティアにより担ぎ下ろすイベントを実施する。

### 2 事業の内容

#### (1) 大山トイレマナーアップキャンペーンの推進

大山の美しい自然環境を子供たちに伝え残していくため、「大山トイレマナーアップキャンペーン(平成20年9月1日からスタート)」を推進し、大山頂上トイレのあり方や登山時における用便について、登山者一人ひとりに考えてもらい、マナーやモラルの向上を図る。

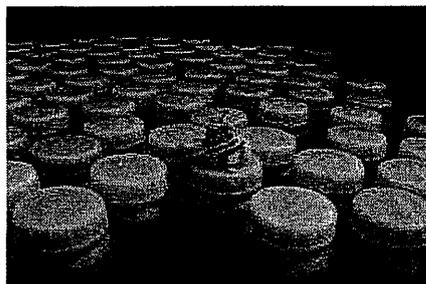
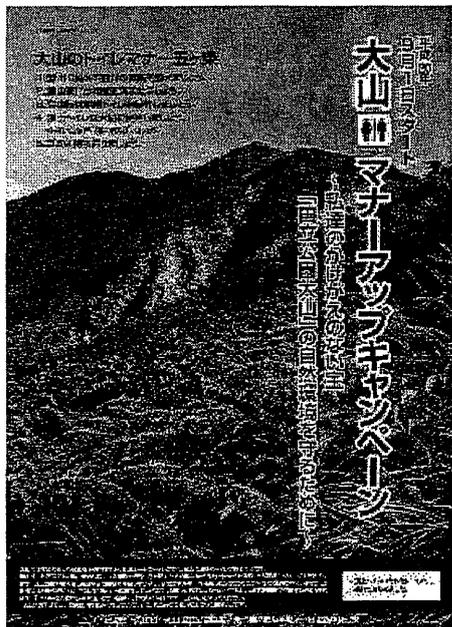
#### (2) 大山頂上トイレ汚泥キャリーダウン・ボランティアの実施

県が管理する大山頂上トイレ浄化槽内の沈殿汚泥の運搬にあたり、出来るだけ自然環境に負荷を与えず、参加者が自ら歩き、自然に親しみながら大山の自然環境を考えることができるよう、人力による汚泥の担ぎ下ろし作業をボランティアイベント

として継続実施する。

### (3) 大山トイレマナーアップ検討会の実施

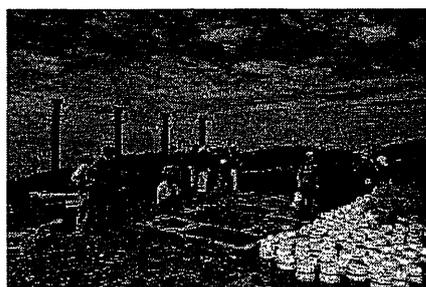
大山トイレマナー五ヶ条の普及啓発や携帯トイレの使用推進等の検討を行い、大山頂上トイレのあり方等に関する提言を行うため、学識経験者、地元、行政等で構成する「大山トイレマナーアップ検討会」を開催する。



汚泥の入ったボトル(2リットル容)



頂上での記念撮影



頂上でのボトル受け渡し



登山道に連なるボランティアの方々

●担当:西部総合事務所 生活環境局 生活安全課 動物・自然公園係 電話0859-31-9320

#### 参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより  
「大山トイレマナーアップキャンペーンについて」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119788>

➡ 次のページ



## 3. NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

### 3.2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

#### アイドリングストップ推進事業

##### 1 事業の目的

自動車の運転者であれば、誰もが身近に取り組むことができるアイドリングストップ運動を県民運動として展開することで、県民や事業者に積極的に実践していただき、自動車の適切な整備やエコドライブを推進し、地球温暖化防止及び地域環境の保全に寄与する。

##### 2 事業の内容

###### ○アイドリングストップ「推進事業者」等の認証の推進

「鳥取県地球温暖化対策条例」(注)及び認証制度について広く普及啓発し、より多くの「推進事業者」等を認証すると共にアイドリングストップをはじめとするエコドライブのより一層の普及を目指す。

(注)

「鳥取県地球温暖化対策条例」の施行(H21.6.1)に伴い「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」は廃止し、運転者へのアイドリングストップの義務付けや「推進事業所」等の認証制度は、新条例に基づいて実施している。

##### 3 事業の現状及び課題

- ・平成22年8月より県内の東部・中部・西部の運転免許センターでアイドリングストップ普及のためのチラシを配布
- ・アイドリングストップを含む「エコドライブ」の推進のため、各自動車学校で講習を実施中

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話0857-26-7874,7875

##### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「アイドリングストップの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=79232>

#### 鳥取エコハウス推進事業

##### 1 事業の目的

本県の気候・風土等に適し、県産材を活用した鳥取県型環境配慮住宅の研究・開発を行い、地元工務店が参加できる鳥取型フランチャイズ住宅の仕組みを構築するなど、環境配慮型住宅の普及、設計者の環境配慮に係る技術力の向上等を図ることにより、環境負荷の低減に配慮した

住宅づくりを推進する。

## 2 事業の内容

環境配慮型住宅の普及促進を図るため、住宅の供給者の育成や体制整備に向けて、CASBE E戸建評価員養成認定講習会や鳥取エコハウス研究プロジェクトを開催するとともに、環境性能に関する住宅関連事業者の自主的な取組みを支援する。

- (1) 鳥取エコハウスプロダクト化事業検討委託
- (2) 鳥取エコハウス研究会の開催
- (3) 県産スギ材厚板耐力壁の壁倍率試験
- (4) 環境配慮セミナー(とっとり木の住まい塾)開催

## 3 事業の現状及び課題

(現 状)

- (1) 鳥取エコハウスの目指す家を検討し、それを実現するための基本ルールの設定及び、県産材の安定供給とコストダウンを図るための県産材の規格化ルールを策定した。
- (2) 関係団体(木推協、乾燥協議会)との意見交換; 鳥取エコハウスを通じて部材規格化、コスト、ユーザーへの理解など県産乾燥材の安定供給体制を整えていくこととなった。
- (3) 住まいづくりに関わる設計者、工務店、木材関係者等が環境にやさしく安全安心な木造住宅の設計、施工に関する技術を学び設計技術力を高め、鳥取の木の住まいの質の向上を目指し、とっとり木の住まい塾を6回開催した。

(課 題)

- (1) 昨年度鳥取エコハウス研究会において策定した基本方針を基に、住宅取得者及び工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提示し、商品化に向けた検討が必要。
- (2) 住宅の環境配慮に関する、より専門性の高い技術の修得を促し、取組みを推進する設計、建設関連事業者を養成することが必要。

●担当:生活環境部くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

住宅政策課のwebサイトより  
「鳥取県住まい情報館」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

## 衛生環境研究所発信事業

### 1 事業の目的

衛生環境研究所の調査研究の充実を図り、成果を社会に還元していくとともに、広く研究成果を公表する。

- (1) 調査研究の充実  
研究成果を行政施策や対策技術等へ反映し、社会に還元する。
- (2) 環境情報・感染症情報の発信
  - ア 環境情報に関する県民のニーズに応え、環境問題に対する関心を高める。
  - イ 感染症の流行・予防等について県民の関心・注意を促す。

## 2 事業の内容

### (1) 調査研究の充実

#### ア 外部評価の実施

当研究所の行う調査研究について、外部の学識経験者による評価を行い、結果を課題の選定、見直し等に反映する。

#### イ 分野別研究会の活性化

大学等研究者との分野別研究会において、最先端の研究者等との情報交流を深め、研究活動の活性化を図る。

#### ウ 研究成果の積極的な公開

広く一般県民を対象として、当研究所の研究成果や環境モニタリング結果等について公開し、意見や要望を聴取する。

### (2) 環境情報・感染症情報の発信

ホームページによる環境情報、感染症情報の提供に加え、地元ケーブルテレビにより研究内容を情報発信する。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

#### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

## 鳥取方式の芝生化促進事業

### 1 事業の目的

○校庭等の芝生化には屋外活動の推進、子どもの情緒安定などの様々な効果がある。

○しかしながら従来、芝生は高価で管理が難しく、気軽に立ち入りできて親しめるといったイメージでとらえられてこなかった。

○現在、鳥取方式の芝生化として、場所に依じて最適の芝生(洋芝、和芝)を選択、併せて、住民(関係者)も参加しながら最も効果的・効率的な維持管理を実施する取り組みが進み、全国から注目を集めている。

○このため、鳥取方式を考案したNPO法人グリーンスポーツ鳥取(GST)と連携し、鳥取方式の芝生化に県として総合的に取り組み、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化先進県を目指す。

### 2 事業の内容

子どもが自由に運動したり、遊んだりする保育園・幼稚園の園庭、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校庭、広場(公園、空き地も含む)の芝生化を様々な主体と連携しながら加速的に進める。

#### (1) 県民への情報発信、普及啓発

・鳥取方式の芝生化を考えるシンポジウムの開催

・市町村や学校、施設関係者、県民の理解の促進(平成21年度に作成した芝生化パンフレットやDVDの活用など)

#### (2) 県施設での芝生化の促進

・GST(NPO法人グリーンスポーツ鳥取)と連携して、目的に合致する県施設での芝生化に積極的に取り組み、適切な初期コストで、後の維持管理のしやすい芝生化の導入手法を選択していく。

### (3) 芝生化の支援

・私立保育所・幼稚園及び小中学校を対象に、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化に取り組むものへの支援を行う。

### (4) プロジェクトチームでの芝生化の促進

・庁内関係課に加え、GSTが技術アドバイザーとして参画したプロジェクトチーム(H21)において、鳥取方式の芝生化の推進に部局横断的に取り組む。

## 3 事業の現状及び課題

幼稚園、保育園の園庭芝生化については、平成22年度に公立・私立合わせて37園を芝生化。23年度も公立・私立合わせて10園を芝生化(23年7月現在)し、大きく進んだところ。

一方、小学校校庭の芝生化については、県の補助事業を活用した全面規模の芝生化はなく、他の機関(県体育協会)の補助事業を活用した校庭一部の芝生化にとどまっている。小学校は面積が広く、様々な利用者があるため、さらに普及・啓発に努め、小学校での芝生化事例の増加に励む必要がある。



(平成22年度に芝生化した良善幼稚園)

●担当: 未来づくり推進局 鳥取力創造課 企画調整室 電話0858-35-5411

#### 参考URL

鳥取県鳥取力創造課のwebサイトより

「鳥取方式®の芝生化の促進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119463>

## 鳥取県環境立県推進功労者知事表彰

### 1 事業の目的

県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体を顕彰することにより、県内における環境活動を一層推進する。

### 2 事業の内容

表彰は、次の功績を有する個人等について行う。

#### (1) 環境保全のための実践活動に関する功績

広域的、先導的若しくは長期的な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。

#### (2) 環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績

省エネルギー技術、温室効果ガスの排出低減技術その他の環境保全のための技術若しくはそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究、又はそれらの先導的

若しくは大量の導入若しくは普及啓発を行ったこと。

(3)環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績

多年にわたり環境保全のための情報の発信、又は学校、地域、企業等における教育啓発活動を行ったこと。

### 3 事業の現状及び課題

環境美化、廃棄物の適正処理に対する表彰の他には、環境関連の顕彰制度はなかったため、平成18年度に自然環境保全活動、地球温暖化防止活動、環境教育活動、省エネ技術の開発、導入等といった環境全般にわたる顕彰制度を創設した。

●担当：生活環境部環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「鳥取県環境立県推進功労者知事表彰制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65295>

## とっとり共生の森支援事業

### 1 事業の目的

企業等による環境保全活動に、県内の森林を活用していただくため、県と地元市町村が連携・協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地元との調整や企業等の行う森林保全活動の支援を行う。

《期待される効果》

- (1)森林の保全・整備の促進
- (2)企業等との交流による地域の活性化と県民の森林に対する理解の促進
- (3)それぞれの企業等にとっての目的の達成(水資源の確保、二酸化炭素の削減、職員研修)

### 2 事業の内容

- (1)制度、実績等を企業や県民に広く情報発信
  - ・ホームページ、パンフレット、展示パネルなどによるPR
- (2)企業等の参画促進と森林保全活動への支援
  - ・企業へのPR活動
  - ・保全活動の計画、実施に対する支援
- (3)意見交換会の開催と参画企業が合同で行うナラ枯れ予防対策(粘着バンドの設置)を実施。

### 3 事業の現状及び課題

県内外の企業・団体14社が参画し、16箇所の森林において保全活動を実施中。

しかし、景気を巡る環境は一段と厳しさを増しており、「とっとり共生の森」のようなCSR活動に伴う支出や活動内容の検討に対する企業側の負担感は一段と増している模様。

このため、今後も企業等に愛着を持っていただけるような活動や、企業の森制度の中で「とっとりならでは」の特色が必要であり、県民と企業等が共に活動できる取り

組み等に向けた検討が必要。

●担当:農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7335

#### 参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

「とっとり共生の森」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100905>

### 森林J-VER推進事業

#### 1 事業の目的

県内の森林を活用したカーボン・オフセットを推進し、企業等からの資金を活用した新たな森林整備を進めるため、県内のオフセット・クレジット(J-VER)を活用した取り組みを推進する。

#### 2 事業の内容

##### (1) 県有林J-VERモデル事業

○県有林でモデル的に取り組んでいるJ-VERについて、認証を引き続き取得し、企業に販売する。

○モデル事業を県内外にPRすることで、J-VERを普及する。

・「県有林J-VERプロジェクト」の期間:平成21年度～24年度

##### (2) 森林J-VER取得支援事業

県内の森林J-VERの取得、販売を推進するため、J-VERの取得に係る経費を助成する。

○対象:民間事業者、NPO等(市町村、造林公社は除く)

○補助対象:J-VERの認証取得に係る費用

(妥当性確認費用、モニタリング費用、検証費用、申請委託費用、認証機関の手数料)

○補助率:1/2

#### 3 事業の現状及び課題

##### (1) 県有林J-VERモデル事業

○平成22年度に取得したJ-VERを販売中

販売可能量 603トン

販売実績・見込み 478トン(79%)(6社2団体、7,528,500円)

残数 125トン

○平成23年度に認証取得を予定(約400トン)

○兵円の植林プロジェクトについて登録を予定。

(課題)全国的にJ-VERの取得量が急増し、相場の下落等が予想される。

##### (2) 森林J-VER取得支援事業

○県内のJ-VERプロジェクトが8つ動きつつある。

(認証済み:3、登録済み:2、申請中:3)

(課題)認証済みのプロジェクトの販売。

●担当:農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7304

#### 参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

「カーボン・オフセットの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123597>

### 戦略的な「環境経営」推進事業

#### 1 事業の目的

低炭素社会に向け、県内中小企業等が省エネと生産性向上を両立させる「環境経営」に効果的に取り組むために必要な省エネ診断を支援し、また、省エネ診断に基づく新エネ・省エネ設備の導入に対して助成する。

#### 2 事業の内容

##### (1) 省エネ診断支援事業

年間の原油換算エネルギー使用量が100キロリットル未満の中小企業等に対して、県の委託機関による無料の省エネ診断を実施。

##### (2) 環境対策設備導入促進補助金

県内中小企業が省エネ診断に基づき取り組む新エネ・省エネ設備の導入に対して助成する。

・補助率1/3～1/2

・補助金上限500万円

#### 3 事業の現状及び課題

補助事業者からは、設備導入によるコスト削減、生産効率・サービスの向上に加えて、従業員の環境意識の向上効果が報告されており、県内企業の温室効果ガス排出抑制に加えて、企業競争力の強化や地球温暖化に対する意識の高揚にも有効と認識。

一方で、県内企業の省エネ等の環境対策への意識や取組はまだ不十分であり、より広く県内企業に環境経営を浸透させるためには、設備補助に加えて、省エネ計画作り等も支援する必要がある。

●担当：商工労働部 産業振興総室 次世代産業育成室 電話0857-26-7565

#### 参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99323>

### 企業立地事業補助金

#### 1 事業の目的

企業立地事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機械の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資する。

#### 2 事業の内容

##### <補助制度の概要>

業 種	補助基準	補助額	限度額
	(1)投資額：1億円超 (県内中小企業は3000万	(1)投資額	2億円～30億円

製造業、その他知事が必要と認めた事業	円超) 雇用:常雇10人以上 (県内中小企業は3人以上)	の10% ~1 5%	※投資規模、雇用増の数に応じて限度額が異なる。
	(2)二酸化炭素削減効果のある設備投資への補助	(2)投資額の1/3	2億円
自然科学研究所・技術者研修所	投資額:3000万円超 雇用:技術者5人以上(県内中小企業は3人以上)	投資額の20%	10億円
ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企业	投資額:3000万円超 雇用:技術者5人以上(県内中小企業は3人以上)	投資額の10%	10億円
情報処理・提供サービス業	投資額:3000万円超 雇用:含パート20人以上	投資額の10%	2億円

○一定の要件を満たす事業には、補助金の加算がある。

環境関連事業の加算は次のとおり。

二酸化炭素の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業 加算率:5%、限度額:10億円

### 3 事業の現状及び課題

従来から、県外企業の鳥取県への進出、県内企業の新增設を積極的に支援し、県内での投資促進、雇用拡大を図っているところである。

厳しい経済環境が続く中、企業のニーズにあわせて要件緩和行ったり、県の経済成長戦略に沿って制度の拡充等を行ってきている。

中小企業においては、設備投資が雇用増に結びつかない場合もあり、いかに両方を実現するかが課題となっている。

●担当:商工労働部 産業振興総室 企業立地推進室 電話0857-26-7220

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99323>

前のページ



## 3. NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

### 3.3 社会システムの転換

#### EVタウンの推進

##### 1 事業の目的

CO2削減のための有効な手段の一つである電気自動車(EV)の普及を推進する。

##### 2 事業内容

###### (1)EVを活用した広域観光の推進

###### ○岡山県との観光連携

・鳥取岡山EV観光モデルルートモニターツアー(岡山県との共同事業)

###### ○近県と連携したEVによる中長距離移動の実現

・兵庫県、京都府と連携して充電しながらEVで安心して走行可能な広域ルート検討

例)山陰海岸ジオパークルート(鳥取～兵庫～京都)、国道9号線ルート(京都～鳥取～松江)

###### ○県外EVユーザーの誘客、EVレンタカーの利用促進

・自動車情報誌、観光情報誌等によるEV観光ルート等の発信  
・EV利用者に対する観光施設の優待割引制度等の検討

###### (2)EVの普及啓発と県内走行環境の整備

○カーシェアリングによる県公用車としての率先利用とEVの体験機会の創出によるPR

・EV3台(平日)の借り上げ

###### ○県内を安心して走行できる環境の整備

・充電設備導入支援

###### (3)充電インフラの利便性向上を検討

○近畿ブロックEV会議、岡山県が設置予定の中四国EV会議(仮称)において、利用者の利便性

向上のため充電インフラのネットワーク化による満空管理システム(充電器が使用中か空いているか等の情報をカーナビ又は携帯端末等で確認できるシステム)等を検討

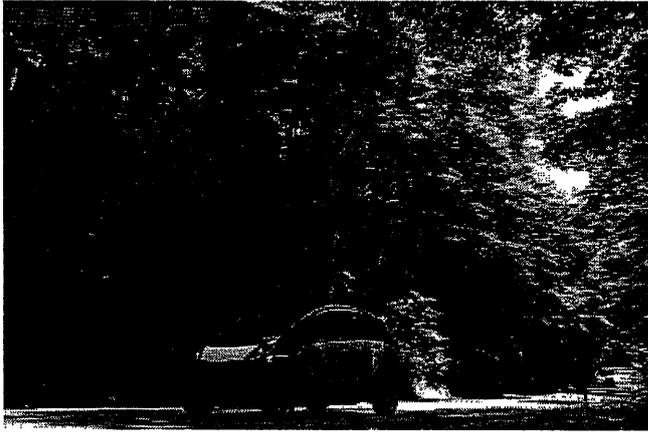
###### (4)公用車(軽トラック3台)をEVに改造(6月補正)

○県の主要産業である農業において使用される機会が多く、県内の軽貨物自動車販売台数のうち約57%と半数以上を占める軽トラックのEV化を推進するため、県有施設の一部の公用軽トラックをモデル的にEVに改造

###### (5)展示・試乗会を活用したEV軽トラックの普及(6月補正)

○EV軽トラックの普及を図るために、展示・試乗を通じたPRを実施するほかユーザー・試乗者へのアンケート結果を関係事業者へフィードバックし、より普及しやす

い改造EVの製造に活用。



経済産業省 EV・PHV情報プラットフォーム

<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/town/state/tottori.html>

●担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

## バイシクルタウン推進事業

### 1 事業の目的

環境負荷の少ない交通手段である自転車の利用促進を県民運動として展開するため、サイクルトレインなどの実証実験、シンポジウム等を実施し、地球温暖化対策の一つであるモーダルシフト(移動交通手段の転換)の促進を図る。

### 2 事業の内容

(1)実証実験による利用促進:地域と連携した自転車の利用促進策を試行的に実施。

- ・サイクルトレイン:鉄道に直接自転車を搭載する事業者等を支援(事業費の1/2を補助 250千円×1件)
- ・バイクラックバス:路線バスに自転車を搭載する事業者等を支援(事業費の1/2を補助 500千円×1件)
- ・まちなか快適走行マップ:自転車利用に適したルートマップを作成
- ・エコ通勤チャレンジ:公募モニター(自動車から自転車へ乗り換える事業者等)からのヒアリング調査

(2)シンポジウム開催による県民啓発

利用促進に関する先進地の紹介や自転車愛好家等によるシンポジウムを開催。

※当該事業の財源に(財)自治総合センターの環境保全促進助成金(通称:モーターボート助成金)を活用

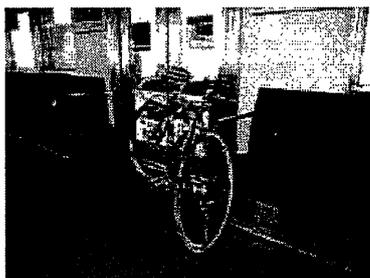
(3)自転車活用推進検討会

自転車の有効活用策、課題を整理し、県民運動として広げるための方策を検討。(想定メンバー:利用者、有識者、事業者、観光関係、行政)

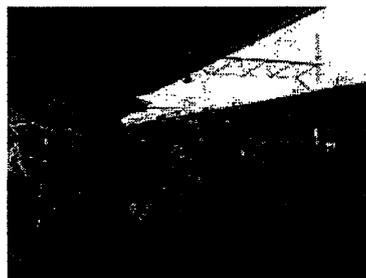
### 3 事業の現状及び課題

○県の施策として取り組んでいる様々な環境対策・地球温暖化対策として、公共交通機関の利用促進、ノーマイカー運動の推進やアイドリングストップ運動などに取り組んでいるが、自転車の活用の視点が欠如。

○そのためまずは、利用促進を進める糸口の一つとして自転車を電車に搭載し運行する「サイクルトレイン」や先進自治体・自転車愛好家等によるシンポジウム等を実施し環境・観光・健康の観点から県民の意識啓発を図る。



〈静岡鉄道の例〉



〈しまなみサイクルトレインの例〉

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

## ノーマイカー運動の推進

### 1 事業の目的

通勤に自家用自動車を利用している鳥取県職員の公共交通機関の利用を促進する「ノーマイカー運動」を率先して行うことにより、公共交通手段の維持・確保、排気ガスによる二酸化炭素などの環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、交通事故防止等を目指している。

### 2 事業の内容

○県職員が可能な日に自家用自動車以外の通勤手段(以下「代替通勤手段」という。)を用いて通勤する運動で、平成10年に開始。

○所属毎に月一回以上「職場ノーマイカーデー」を設定、また「ノーマイカー運動強化週間」を平成20年より指定。

○ノーマイカー運動実施に伴うCO2削減量等をデータベースにより職員に周知し、参加意識を醸成。

○県では平成22年に毎週、水、金曜日を県下統一の「エコ通勤の日」に設定。ノーマイカー運動を県が率先垂範することで、県内のエコ通勤の普及啓発に寄与。

○インターネットを使って県内のバス、鉄道の時刻表、最寄りのバス停までの道順等の検索を可能としたバスネットにより、県職員のみならず県民に県内の移動に有用な

情報を提供。

○職員が参加できる環境を整備

- ・ノーマイカー運動通勤手当、ノーマイカー運動時の時差出勤制度の適用
- ・パークアンドライド駐車場情報の提供(市町村と連携して無料利用が可能な駐車場情報を提供)

### 3 事業の現状及び課題

[平成22年度の状況]

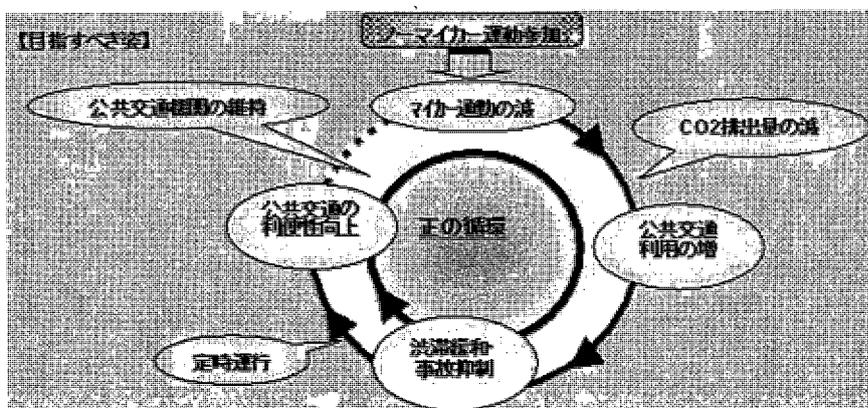
(1)参加状況

延べ参加人数 2,092人(実参加人数:516名、参加率:56.7%)

(2)CO2削減量 33,747.0kg

※体積換算すると、1,718万リットル(ドラム缶約85,886本分)

⇒ 杉の木2,410本、森林面積22,549m<sup>2</sup>(バスケットボールコート面64分相当)が1年間に吸収する二酸化炭素量



●担当:企画部 地域づくり支援局 交通政策課 総合交通政策担当 電話0857-26-7641

参考URL

鳥取県交通政策課のwebサイトより

「ノーマイカーデーの取組み」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11148>



## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の 適正管理

#### 水質汚濁防止対策事業

##### 1 事業の目的

工場及び事業場からの排出水の公共用水域への排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

##### 2 事業の内容

###### (1) 特定事業場の立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排水を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

###### (2) 公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施し、公表。

●担当：生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

##### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

#### 天神川流域下水道事業

##### 1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

##### 2 事業の内容

- 水処理施設改築工事(土木・建築)
- 汚泥消化槽改築工事
- 焼却施設空気予熱器改築工事
- ガスタンク改築工事
- 焼却施設空気予熱器改築工事
- 現場監理業務委託

- 電気機械設備診断調査業務委託
- 建築施設改築工事詳細設計業務委託
- 再構築計画等策定に係る情報収集調査業務委託
- PFI導入可能性調査委託
- 幹線管渠防食工事

### 3 事業の現状及び課題

- (1) 昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資源や観光資源などを考え、行政区域にとらわれないで効果的に整備できる「天神川流域下水道」として、昭和46年度から調査を開始、昭和48年度から事業を行い、昭和59年1月20日供用を開始した。
- (2) 汚水の終末処理施設である天神浄化センターの全体計画処理能力は4万m<sup>3</sup>/日であり、現在3.2万m<sup>3</sup>/日の処理能力を有している。  
また、関連市町の整備する下水管渠を接続するための流域幹線管渠は、平成9年度に全て(延長28.6km)完了している。
- (3) 人口減少などといった社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しが必要であり、また、多くの施設で老朽化に伴う改築更新時期にきていることから、全体をみとおした計画の策定を進めている。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

#### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「下水道整備」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34535>

## 浄化槽の設置推進

### 1 事業の目的

公共用水域等及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置推進及び維持管理の徹底を図る。

### 2 事業の内容

- (1) 市町村への財政的支援による浄化槽の整備の推進
  - ・浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助している市町村に対し、その費用の一部を補助する。(市町村が補助する額の1/2)
  - ・市町村が自ら設置を行う事業に要する経費を基金として造成する市町村に対し、その費用の一部を補助する。(設置費の5%)
- (2) 浄化槽の適正管理の指導
  - ・浄化槽管理者への適正管理(保守点検・清掃・定期検査)の啓発
  - ・指導事務の市町村への権限移譲の推進

### 3 事業の現状及び課題

- (1) 鳥取県の生活排水処理施設の整備状況は89.8%(平成21年度末現在)であり、100%を目標に各市町村等が整備を進めている。家屋間距離が大きい山間部などにおいては、経済的に有利となる浄化槽の整備が必要。(平成23年度整

備見込み:約197基)

(2)浄化槽が機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であるが、県内の保守点検の実施率が71.0%(平成21年度実績)と低迷しており、適正管理指導事務を市町村へ移譲するなど指導監督体制の見直しを図っていく必要がある。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「浄化槽とは」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou>

## 水道水源等監視指導事業

### 1 事業の目的

将来にわたり水道水の安全性を確保する。

### 2 事業の内容

- (1)水道施設の適正管理のため監視指導を実施。
- (2)水道水質検査機関を対象に精度管理を実施。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「水道」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20226>

## 大気汚染防止対策事業

### 1 事業の目的

地域の特性を生かした景観まちづくり活動を進めていく上で不可欠なリーダーを養成する。

### 2 事業の内容

県内の大気環境は、光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しており、おおむね清浄であるものの、光化学オキシダントは注意報発令レベルに近づいている

### 3 事業の現状及び課題

- (1)ばい煙調査事業  
大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排

出基準の適否を確認・指導。

(2) 大気汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

○測定局 鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

(3) 有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち19物質について環境中の濃度を調査。

○調査地点 鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

○調査頻度：月1回(24時間連続採取)

●担当：生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
「大気汚染防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20415>

石綿飛散防止対策事業

1 事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

2 事業の内容

- (1)平成17年6月、株式会社クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。
- (2)石綿は、日本国内で約1,000万t使用され、その大部分は建築材料に使用されており、耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。
- (3)国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。
- (4)鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、同年10月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」を制定した。また、不適正な解体等工事を防止するため、平成20年3月、同条例を改正し、「鳥取県石綿健康被害防止条例」とした。(平成20年10月施行)。

3 事業の現状及び課題

(1) 建築物の適正な解体等

石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守等を指導。

(2) 建築物における石綿の適正管理

吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、適正な管理を指導。

(3) 環境中濃度の調査

環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

●担当 生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「アスベスト対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424>

騒音・振動・悪臭防止対策事業

1 事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、常時監視を実施するとともに、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討を行う。

2 事業の内容

依然として県民からの騒音、悪臭等に関する苦情が寄せられている。

3 事業の内容

(1) 騒音防止対策

騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行に関し、市町村を支援する。

(2) 自動車騒音常時監視

(3) 航空機騒音調査

・鳥取空港周辺調査(3地点:2回/年)

・美保飛行場周辺調査(3地点:4回/年、1地点:通年)

(4) 振動防止対策

振動規制法の事務に関し、市町村を支援する。

(5) 悪臭防止対策

悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援する。

●担当 生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「騒音・振動・悪臭の防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20425>

## 旧岩美鉱山 旧太宝鉱山鉱害防止事業

### 1 事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の抗廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

### 2 事業の内容

- (1)旧岩美鉱山の抗廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。
- (2)旧太宝鉱山の抗廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

### 3 事業の現状及び課題

抗廃水処理後に発生する脱水殿物について、リサイクルの推進を図ることで、安定的な処理を進める必要がある。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

#### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより  
水・大気環境課のwebサイトから  
「水・大気環境課」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

## 農業集落排水事業

### 1 事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

### 2 事業の内容

- (1)汚水処理施設の整備
- (2)管路施設の整備 など

### 3 事業の現状及び課題

- (1)農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、昭和57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成23年度までに18市町村で実施されている。
- (2)鳥取県の汚水処理施設普及状況は、平成21年度末で89.8%となっており、全国平均の85.7%を上回っている。
- (3)今後も、着実に普及率の向上を図って行く必要がある。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

#### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

水・大気環境課のwebサイトから

「集落排水」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34537>

## ■ 土壌汚染防止対策事業

### ■ 1 事業の目的

特定有害物質による土壌汚染の状況を把握するための措置等を行い、土壌汚染対策を図ることにより、県民の健康を保護する。

### ■ 2 事業の内容

- (1) 土壌調査に関する指導
- (2) 汚染している土地の管理に関する指導
- (3) 汚染土壌の適正処理に関する指導
- (4) 地下水質調査の実施

### ■ 3 事業の現状及び課題

- (1) 土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない(平成22年度末現在)。
- (2) 土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の汚染土壌処理業の許可はない(平成22年度末現在)。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

### 参考URL

水・大気環境課のwebサイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

## ■ 企業立地事業環境整備補助金

### ■ 1 事業の目的

県営工業団地への企業立地促進と工業用水の利用促進を図るとともに、工場排水に伴う周辺水環境や農林水産業への影響を防止する。

### ■ 2 事業の内容

(適用対象)

企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに以下のいずれかの条件を満たした企業で、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業

(要件)

- ・県営工業団地に立地を行う企業
- ・県営工業用水道から1,000m<sup>2</sup>/日以上給水を受ける企業
- ・その他県内経済の活性化に著しく寄与するもので、次の要件をすべて満たす事業を行う企業

- (1)「鳥取県経済成長戦略」の「戦略的推進分野」に関連する事業を行うこと
- (2)投下固定資産額が30億円以上であること
- (3)企業立地等事業補助金における新規常用雇用者が30人以上であること

(補助額)

当該設備にかかる投下固定資産額の1/2(限度額2億円)

(補助対象期間)

平成21年度～平成25年度

※水質処理施設の定義

水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例を遵守した排水処理を行うための設備

### 3 事業の現状及び課題

- ・県営工業団地の分譲が思うように進んでいない。
  - ＜竹内工業団地＞
    - ・昭和61年度から分譲
    - ・分譲率(平成22年度末)65.5%
  - ＜崎津工業団地＞
    - ・平成10年度に用地取得して以来未分譲のまま
- ・要件を満たす案件がほとんどないが、平成23年度に排水処理施設整備を伴う事業が開始される予定。
- ・近年、技術の進歩に伴い、工業用水道を大量に使用する製造業は少なくなってきた。このため、本事業で排水処理施設の整備を促進するにしても適用範囲外のことも多く、制度の効用が少ないと考えている。今後、県内経済、企業立地動向を勘案しながら制度の見直しを行っていく必要がある。

●担当:商工労働部 産業振興総室企業立地推進室 電話0857-26-7566

#### 参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99323>

## 排水処理におけるホウ素除去メカニズムの解明と新規排水処理技術の開発

### 1 事業の目的

ホウ素は、水質汚濁防止法により排水基準が規定されている。しかし、従来技術では、排水処理が難しく、高コストになる等の課題がある。

そこで、排水処理施設におけるホウ素の挙動及び除去のメカニズムの解明を進め、新規のホウ素処理技術を確立する。また、ホウ素の回収、リサイクルを含めた技術的な検討を進めることで、排水からのホウ素の除去及び資源化の促進に資する。

### 2 事業の内容

排水処理におけるホウ素除去メカニズムの解明と新規ホウ素処理技術の開発を行う。

- (1)吸着法等による新規の排水処理技術の確立
- (2)排水処理施設におけるホウ素の挙動、除去メカニズムの解明
- (3)解明された除去メカニズムを活用したホウ素処理術の確立

### 3 事業の現状及び課題

各種吸着材によるホウ素吸着能を分析し、リン酸カルシウム系化合物に、比較的高い吸着能があることが見いだされた。吸着能の一層の向上を目指し、合成条件の検討を進める。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話 0858-35-5416

#### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

### 酸性雨調査事業

#### 1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、被害の未然防止に資する。

#### 2 事業の内容

- (1)東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
- (2)県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

#### 3 事業の現状及び課題

##### (1)酸性雨モニタリング

県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。

・調査地点:水ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)

##### (2)酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査

長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)

・調査地点:大山地内

・平成23年度調査内容:樹木衰退度調査

●担当 生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

#### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

### 黄砂と微小粒子状物質の実態把握に関する調査研究

#### 1 事業の目的

- (1)県民の黄砂に対する予防行動の啓発
- (2)微小粒子状物質による健康影響把握のために活用
- (3)黄砂粉じん中の微生物の有無とその特定による健康影響の解明に繋がる新たな知見の取得
- (4)北東アジア地方政府サミット等における他国との情報交換

## 2 事業の内容

- (1) 県内3地点(東部、中部、西部)における化学成分濃度(金属、イオン成分)の実態調査
- (2) 喘息症状の悪化要因となるエンドトキシン、アクロレイン及び発がん性物質である多環芳香族の実態調査
- (3) 真菌、花粉アレルギーの実態調査

## 3 事業の現状及び課題

広域的な黄砂飛来実態把握については、化学成分の分析をほぼ達成し、微生物については調査方法を確定した。黄砂観測日には微小粒子状物質濃度の上昇を確認した。人の健康影響についても、重金属類関与の可能性が示唆されており、引き続き鳥取大学と連携して健康影響の解明に取り組む。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 大気・地球環境室 電話0858-35-5414

### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより  
「地球環境と地域影響に関する調査研究」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

## 持続可能な地下水利用検討事業

### 1 事業の目的

大山南西麓、鳥取平野における地下水の貯留量や水収支の現状、地下水の流動機構の把握を行い、持続可能な地下水利用のあり方を検討する。

### 2 事業の内容

- (1) 制度検討  
平成22年度中に共同研究で得られた知見を基に「制度検討会」で、地下水利用に係る規制等の必要性やあり方を検討し、方針を決定する。
- (2) 大山南西麓の継続監視調査  
大山南西麓の観測機器(河川流量、降水量、地下水位、融雪水量)のデータは、2年分しかなく、気象条件の変化にどう変化するか十分な情報が得られていない。今後、現在の観測地点での継続監視をしていくながら、必要に応じて地点の見直しをする。
- (3) 鳥取平野の塩水化  
今回の調査研究で、塩水化の現況と原因を推定できたが、今後の推移を継続監視する必要がある。また、地下水位の状況については、観測機関の協力を得ながらデータを収集する。

### 3 事業の現状及び課題

#### <鳥取平野>

○鳥取平野には、少なくとも3層の地下水が存在する。そのうち1層の不圧地下水は、長期的に水位変動がなく、良好な状況である。一方、2層ある 被圧地下

水は、平均海水面の高さ以上にまで水位が回復している状況であり、現状では枯渇のおそれはない。

○鳥取平野の地盤沈下は沈静化しているが、平野の北東部で被圧地下水の塩水化が観測されている。これは、深部地下水の影響であると考えられるが、現在、塩分濃度の上昇は収まっている。

○持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握し、塩水化の推移について監視していく必要がある。

#### <大山南西麓>

○大山南西麓の表層は、火山性堆積物で覆われ、浸透性が高い。このため、雨や雪などの降水量の10～20パーセントが深層地下水に供給されている。

○年間降水量を2,300ミリメートルとすると概算で深層地下水の全量は、4,400万立方メートルあると推測され、豊富な水量がある。

○持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握する必要があり、また、灌漑用水の実態や河川流量を含めて常時監視していく必要がある。

●担当：生活環境部水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

#### 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

次のページ



## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

#### 鳥取県内の地下水・湧水の水質とその形成・循環に関する研究

##### 1 事業の目的

豊富で良好な水質とされる鳥取県内の地下水・湧水について、水質を把握・評価するとともに、水循環と水質の形成過程に着目し、その年齢や涵養域、水質と周辺の自然環境(土壌・地質、植生)との関係に関する知見を得て情報提供し、鳥取県の地下水・湧水や周辺の自然環境の保全と、持続可能で賢明な利用に繋げる。

##### 2 事業の内容

###### (1) 地下水・湧水の年代や涵養域の推定(H22～23年度)

名水等県内の代表的な地下水・湧水の年齢(年代)や涵養域を推定し、これらがどこからどれくらいの時間を経てやってきているのかを示し、涵養域の保全や地下水・湧水が「長い年月を経て得られる大切な資源」としての認識に繋げる。

ア 年齢(滞留時間)の推定

イ 涵養域の推定

###### (2) 地下水・湧水の涵養域～湧出域にかけての自然環境(土壌・地質、植生)と水質との関係の把握(H22～24年度)。

降水や河川水等の地表水が土壌・地質や植生に接触・浸透する過程や、地中での存在環境によって地下水・湧水の水質が形成されることに着目し、大山周辺地域の地下水・湧水(特に名水)の涵養域～湧出域にかけての土壌・地質、植生を把握し、水質との関係等を捉えて示し、周辺の自然環境、特に涵養域の保全に繋げる。

##### 3 事業の現状及び課題

国・県により名水指定された県内9箇所の湧水のおおよその年齢(全て30年未満)、及び大山周辺の5箇所の涵養域(方向・平均標高)が判った。また、県西部地域を中心に代表的な地下水・湧水の水質調査(主要溶存イオン等)及び評価(タイプ分け、おいしさ指標等による評価)を実施した。今後は詳細な年齢(1年刻み)の推定や、水質と周辺環境(地質・植生等)との関連性の把握等を実施する。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

##### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

#### 鶏舎悪臭防止特別対策事業

## 1 事業の目的

養鶏場の鶏舎内から発生する鶏の臭い(けもの臭)等の悪臭の発散を防止する施設に対して助成し、臭気対策の新しい取り組みを推進することを目的とする。

## 2 事業の内容

鳥取市賀露にある養鶏場から発生するけもの臭等の悪臭の発散を防止するため、鶏舎排気口に細霧脱臭装置を設置するとともに、臭いが付着した粉じん等を捕捉させるためのネットを鶏舎間に設置する事業に対して、補助する鳥取市に対して助成する。

補助事業の内容	補助率等
養鶏場から発散するけもの臭等の発散防止施設に対する助成 ・鶏舎排気口への細霧装置の設置 ・鶏舎間に粉じん等捕捉用ネットを設置 ・その他附帯施設の設置	県1/4以内(予算額9,768千円) 鳥取市1/4以内

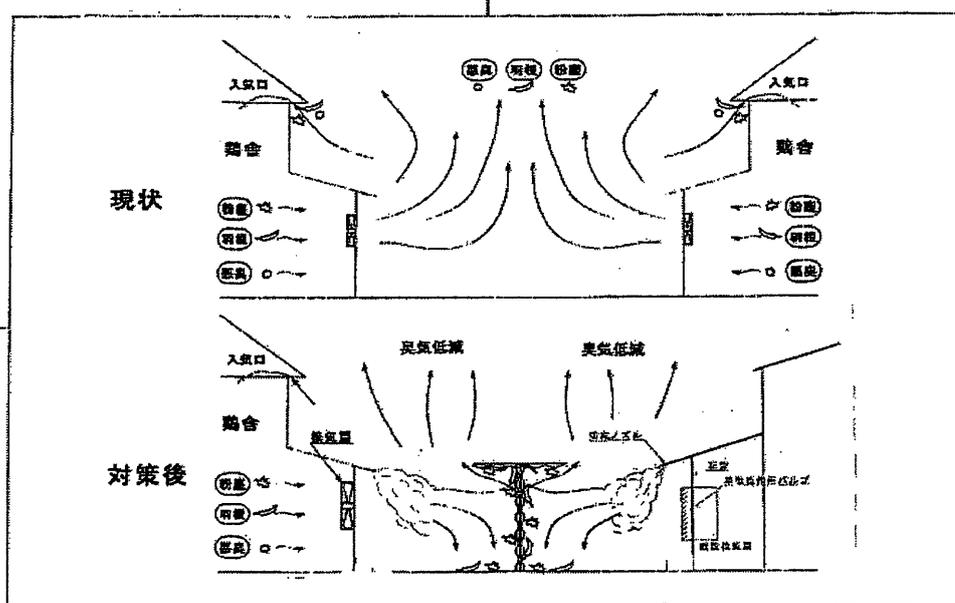
## 3 事業の現状及び課題

- ・当該養鶏場は、平成20年度悪臭防止特別対策事業により鶏糞発酵施設から発生する悪臭の脱臭施設整備に対して、県と鳥取市から助成を受け施設整備。鶏糞発酵施設からの悪臭問題はほぼ改善。
- ・鶏糞発酵施設の臭気対策後、鶏舎から発生する鶏自体の臭い(けもの臭)等の臭気に対して、周辺住民から苦情が寄せられている。
- ・畜舎内から発生する臭気の脱臭施設については、実用化されている施設は全国的にもほとんどない。

(課題)

- ・鶏舎から発生する臭気をできるだけ周辺環境に発散しない対策が必要。

〈鶏舎悪臭発散防止施設イメージ図〉



●担当:農林水産部 畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7286

#### 参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3685>

### 光触媒技術等を活用した畜舎脱臭及び汚水処理試験

#### 1 事業の目的

畜舎から発生する悪臭の除去及び簡易汚水処理施設から排出される処理水中のCOD(化学的酸素要求量)、色度を低減させるため、光触媒等 を活用した脱臭技術及び汚水処理技術を開発する。

#### 2 事業の内容

##### (1)畜舎脱臭

ア 紫外線が効率的に当たり、臭気との接触面積が多くなるような光触媒の担持・配置方法の検討(実験室)

イ 実規模の前段となる小型光触脱臭装置の製作と脱臭能力調査(現地)

##### (2)汚水処理

ア 紫外線が効率的に当たり、汚水との接触面積が多くなるような光触媒の担持・配置方法の検討(実験室)

イ 現地実証試験(現地)

#### 3 事業の現状及び課題

畜産経営から発生する悪臭及び汚水について、これまで生物膜を利用した簡易処理方法について研究を行い、県内において実地事例として普及している。しかし、臭気においては脱臭能力の一層の高度化が要望されており、また、汚水においては除去されにくいCOD、色度の低減が課題となっている。

●担当:農林水産部 農林総合研究所中小家畜試験場 電話0859-66-4121

#### 参考URL

鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43013>

### ISO17025認定維持及び精度管理事業

#### 1 事業の目的

(1)試験検査の信頼性を向上させるため、平成18年3月に取得した試験所認定の国際標準規格である「ISO/IEC17025」の維持を継続し、行政検査における信頼性の向上を図る。

(2)県内に所在する検査機関の技術向上と検査結果の精度確保を図る。

#### 2 事業の内容

(1)ISO17025認定維持

平成18年3月に取得した試験所認定の国際規格ISO17025の維持を継続し、検査体制の維持及び検査精度の向上を図る。

(2)精度管理事業

県が行政検査を委託する民間の検査機関の技術レベルの確保と検査精度の向上を図る。

培ってきた技術、ノウハウ等を県内試験検査機関に還元し、県内試験検査機関の技術向上と検査結果の精度確保を図る。

### 3 事業の現状及び課題

ISO/IEC17025規格認定を維持することにより、検査精度の維持・向上を図っており、培ってきた技術、ノウハウ等を県内試験検査機関に精度管理事業等を通じて還元している。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

前のページ 



## 4. 安全で安心してらせる生活環境の適正管理

### 4.2 環境汚染化学物質の適正管理

#### 環境汚染化学物質対策事業

##### 1 事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。

また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

##### 2 事業の内容

- (1) 近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。
- (2) 特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

##### 3 事業の現状及び課題

###### (1) ダイオキシン類対策事業

###### ○常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を実施。

・調査地点: 大気4地点、水質・底質17地点、地下水6地点、土壌15地点

###### ○特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。

・検査件数: 排出ガス17施設、排水2施設

###### (2) 環境ホルモン濃度調査事業

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

平成23年度より2年に1回の測定のため、次回調査は平成24年度を予定。

###### (3) 化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

●担当 生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

## 参考URL

鳥取県水・大気環境課webサイトより

「ダイオキシン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423>

「環境ホルモン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20426>

## 化学物質管理促進事業

### 1 事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表(情報提供)することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、化学物質の環境リスクの削減を目指す。

### 2 事業の内容

#### (1)届出書の受理

PRTR法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。

未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。

#### (2)集計結果の公表

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県民の化学物質に対する理解を促進。

### 3 事業の現状及び課題

(1)近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。

(2)平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届け出ることとされた。

※PRTR法施行令の一部を改正する法令が平成20年11月21日付けで公布され、届出対象物質等が変更された。(平成21年10月1日一部施行)

また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

## 参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「PRTR」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422>



## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.3 環境影響評価の推進

#### 環境影響評価制度

##### 1 事業の目的

環境影響評価制度は、大規模な開発事業について、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより、環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築するための制度。

本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

##### 2 事業の内容

大規模開発事業の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

###### (1) 鳥取県環境影響評価審査会の開催

- 方法書、準備書、評価書に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取
- 方法書、準備書等の手続きについて、各2回鳥取県環境影響評価審査会の開催を予定

###### (2) 例対象事業の審査・検討

##### 3 事業の現状及び課題

現在、東部広域行政管理組合が「可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価方法書」に基づき、環境影響調査を実施しているところ。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

##### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「環境影響評価に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854>

#### 公害苦情相談窓口の設置

##### 1 事業の目的

身近な公害問題で県民が困ったときのため苦情相談窓口を設置し、相談の受付その処理にあたることで、安全・安心に暮らせる生活環境の実現に資する。

## 2 事業の内容

公害苦情相談窓口を設置し、苦情者から相談を受付、その処理にあたる(各市町村、東・中・西総合事務所生活環境局並びに日野総合事務所福祉保健局)

## 3 事業の現状及び課題

平成21年度 公害苦情相談件数 366件

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

### 参考URL

「苦情相談窓口の設置」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

## 公害紛争処理制度

### 1 事業の目的

県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、その迅速かつ適正な解決を図る。

### 2 事業の内容

- (1)公害審査委員候補者の委嘱
- (2)あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会の設置

### 3 事業の現状及び課題

- (1)公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等を行うための制度であり、本県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を10名委嘱している。
- (2)公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれない時の対応に当たり、申請に応じて、あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会を設置し、公害紛争の解決を図っている。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「公害紛争処理制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>



## 4. 安全で安心してらせる生活環境の実現

### 4.4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

#### 北東アジア環境保護機関実務者協議会参加事業

##### 1 事業の目的

平成19年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものにするため、サミット参加地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、地球環境の保全に貢献する。

##### ●「環境交流宣言」の概要

- 1 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
- 2 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。
- 3 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府に対しても協力を呼びかけていきます。
  - ・砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
  - ・ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
  - ・渡り鳥など広域的な生態系の保全
  - ・海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

##### 2 事業の内容

各地域の環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築する。

##### 3 事業の現状及び課題

- ・平成22年5月、第15回地方政府サミットに併せて、第2回環境保護機関実務者協議会が開催され、各国の廃棄物・海洋ゴミに対する環境施策等について意見交換が行われた。またサミット共同宣言に淡水の保全、海洋ゴミ減少対策等の情報共有と共同で対処する施策への積極的な協力が盛り込まれた。
- ・平成23年度は、「水域の環境保全」をテーマに意見交換等を行う予定。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

##### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「国際的な連携」

## 第7回鳥取県・江原道環境衛生学会

### 1 事業の目的

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究員並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

### 2 事業の内容

- ・開催月 平成23年10月26日(水)
- ・場 所:衛生環境研究所
- ・参加者:約100名を予定
- ・基調講演  
調査研究発表  
環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ  
衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ
- ・総合討論、学会まとめ  
共同研究に係る協議各地域の環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築する。

### 3 事業の現状及び課題

平成13年に第1回の学会を開催し、これまでに計6回の学会を開催した。鳥取県と江原道で交互に開催し、学術交流を深めている。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

#### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより  
「鳥取県衛生環境研究所」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

